

平成31年度沖縄子供の貧困緊急対策事業
「沖縄県拠点型子供の居場所運営事業」に係る業務委託仕様書

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

沖縄子供の貧困緊急対策事業「沖縄県拠点型子供の居場所運営事業」

2 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、困窮世帯の子どもであって、かつ不登校や引きこもり、非行など専門的な支援を要する子どもなどに対して、食事や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行う子供の居場所を設置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を行うことを目的とする。

4 委託料上限額

各地区の委託料の上限額は、40,428,000 円とする。(消費税及び地方消費税含む。)

※当該金額は企画提案のために設定した金額の上限額であり、契約金額ではない。

5 業務の内容

本事業の受託者は、支援対象者の実情や生活状況に応じて、安心して通える居場所となるよう工夫し、支援対象者の自立の助長に向けて、市町村が配置している子供の貧困対策支援員など関係機関と連携した支援の実施に努めること。

(1) 支援対象者

次のア及びイの両方を満たす者、またはそれに準ずる者で沖縄県が認める者

ア おおむね18歳以下の者で、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者とその保護者

イ アのうち、一般的な子供の居場所では対応が難しい困難を抱えた者とその保護者（不登校、虐待、非行、中卒無職少年など）

※ 支援を行う前に保護者の同意を得ること。

(2) 支援対象地域

主に沖縄県本島南部圏域市町村とする。ただし、支援対象者の状況などを考慮し、

沖縄県と受託者の協議により、他の地域の受入も可能とする。

(3) 業務実施日及び業務時間

ア 業務実施日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び6月23日の慰霊の日を除く毎日。ただし、利用者等の状況など考慮し、沖縄県と受託者の協議により変更可能とする。

イ 業務時間

原則午前10時00分から午後06時00分までとする。ただし、利用者等の状況など考慮し、沖縄県と受託者の協議により変更可能とする。なお、保護者等が夜間不在の場合など緊急対応が必要な場合は夜間対応（宿泊）も行うこととする。

(4) 人員体制

受託者は、支援対象者に応じて自立に向けた個別支援が行える人員を配置すること。また、支援対象者等に対してソーシャルワーク（支援対象者等が抱える課題等のアセスメント、社会資源への仲介や調整など）を行なう者を配置すること。

(5) 支援計画の作成

支援に当たってアセスメントを行い、支援対象者の実情等を総合的に把握し、課題と改善に向けた計画を作成すること。計画については、支援対象者に応じて数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めること。

(6) 支援内容

支援対象者個々の状況に応じて、関係機関と連携して以下に挙げる支援等を組み合わせるなどして行うこと。

ア 食事提供及び食育の実施

食事や調理体験を通して、健康の大切さや生産者への感謝の気持ちなどを学び、コミュニケーションの向上を図ること。

イ 学習支援

支援対象者の習熟度に応じた個別の学習支援を行うこと。

ウ 生活支援

日常生活を営むために必要な知識・技術を習得できるような支援を行うこと。

エ キャリア形成支援

就労の必要性や自己実現の意義、社会との関わりなど支援対象者の職業観の醸成にさせるような取組を行うこと。（社会見学、体験学習、ボランティア活動、職業人講話など）

オ 家庭への支援

支援対象者の状態改善に向けて、家庭に対して必要な社会資源につなげるなどの支援を行うこと。

(7) 支援対象者の送迎

支援に当たって、支援対象者の送迎を行うことができるようにすること。

(8) 業務従事者に対する研修

受託者は業務遂行に当たり、従事者に対して必要な知識や技術を習得させるなど資質向上に努め、支援の適切かつ円滑に行われるようにすること。

(9) 実施状況の報告

受託者は、当月の実施状況を翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。また、業務遂行に当たり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

6 成果品

業務報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R 等）に保存し提出すること。

提出部数は、印刷製本 2 部、電子記録媒体 1 部とする。

7 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50 % を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

9 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の 10 % までとする。

ウ 事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、保険料、借料及び損料、通信運搬費、光熱水料、消耗品費、印刷製本費とする。

エ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第2項

- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ア 受託者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない。(※保険等に加入し対策をとること。)
- イ 受託者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ウ 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- エ 受託者は、受託者の責に帰さない事由による損害については、ア又はイの規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- イ 個人情報の収集や利用、管理については、「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

10 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

11 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

12 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。